

第201100183099号
第201100183139号
平成24年2月29日

各介護・障害福祉サービス事業所等を運営する代表者 様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長
(公印省略)
鳥取県福祉保健部障がい福祉課長
(公印省略)

喀痰吸引等業務の登録申請等について (通知)

本県の介護保険施策及び障がい福祉施策の推進について、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)、社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。)及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。)に規定する登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)、認定特定行為業務従事者、登録研修機関の登録申請等に係る様式について下記のとおりお示ししますので、御承知ください。

なお、平成24年4月1日付けでの登録や認定を希望される場合、申請書等に必要書類を添付いただき、3月15日までに御提出ください。

お忙しい時期にもかかわらず期限が短く誠に恐れ入りますが、何卒よろしくお願ひします。

(担当:長寿社会課 施設福祉係 寺谷 電話0857-26-7689、障がい福祉課 障がい福祉サービス係 檜垣 電話0857-26-7193)

記

1. 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)関係

(1) 事業者登録申請等

- 法第48条の3第2項及び省令第26条の2第1項の申請書:別添 第1-1号様式
- 省令第26条の2第2項に規定する介護福祉士の氏名に関する書類:別添第1-2号様式
- 省令第26条の2第1項第3号の書面:別添 第1-3号様式
- 省令第26条の2第1項第4号の書類:別添 第1-4号様式

(2) 事業者の登録更新等

- 法第48条の6第1項及び第2項・法附則第20条第2項の規定による届出等に関する書類:
:別添 第3-1号様式(実施行為の追加に係る事前届出事項用様式)
第3-2号様式(登録内容の変更等に係る事後届出事項用様式)
第3-3号様式(登録辞退用様式)

2. 認定特定行為業務従事者認定証関係

(1) 認定証交付申請等

- 省令附則第5条の規定による申請書:別添 第5-1号様式(省令別表第一号、第二号研修修了者用様式)又は第5-2号様式(省令別表第三号研修修了者用様式)
- 法附則第4条第3項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書:別添 第5-3号様式

(2) 認定証の変更届出等

- 省令附則第7条の規定による変更の届出に関する書類:別添 第7号様式
- 省令附則第8条第1項に規定する再交付申請書:別添 第8号様式

(3) 認定の取消等

- 法附則第4条第4項の規定による業務の停止又は返納に関する書類:

別添 第11号様式（認定辞退用様式）

3. 登録研修機関関係

(1) 登録研修機関登録申請等

- 省令附則第10条第1項の申請書：別添 第12-1号様式
- 省令附則第10条第2項第3号の書面：別添 第12-2号様式
- 省令附則第10条第2項第4号の書類：別添 第12-3号様式

(2) 登録研修機関の登録更新等

- 法附則第9条の規定による登録の更新に関する書類：別添 第14-1号様式
- 法附則第11条の規定による変更の届出に関する書類：別添 第14-2号様式

(3) 業務規程

- 法附則第12条第1項の規定による変更の届出に関する書類：別添 第15号様式

(4) 登録研修機関の休廃止届出

- 法附則第13条の規定による業務の休廃止の届出に関する書類：別添第16号様式

4. 認定特定行為業務従事者認定証関係（改正法附則第14条関係）

(1) 認定証交付申請等（改正法附則第14条関係）

- 改正省令附則第4条第1項の申請書：別添 第17-1号様式
- 改正省令附則第4条第1項第2号の書類：
別添 第17-2号様式（本人誓約書）
第17-3号様式（第三者証明書）
- 改正省令附則第4条第1項第3号の書類：別添 第17-4号様式

*各様式は長寿社会課、障がい福祉課のホームページにも掲載しています。

5. 申請書等書類の提出先

書類	提出先
1. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）関係 （※各事業所で提出）	東部総合事務所福祉保健局 〒680-0901 鳥取県鳥取市江津 730 電話：0857-22-5163 中部総合事務所福祉保健局 〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町 2 電話:0858-23-3122 西部総合事務所福祉保健局 〒683-0802 鳥取県米子市東福原 1-1-45 電話:0859-31-9315
2. 認定特定行為業務従事者認定証関係 （※各事業所でまとめて提出）	○介護事業者：長寿社会課 〒680-8570 鳥取市東町 1-220 電話:0857-26-7178 ○障害福祉サービス事業者等：障がい福祉課 電話:0857-26-7193
3. 登録研修機関関係 （※各法人で提出）	○不特定多数の者対象：長寿社会課 〒680-8570 鳥取市東町 1-220 電話:0857-26-7178 ○特定の者対象：障がい福祉課 電話:0857-26-7193
4. 認定特定行為業務従事者認定証関係（改正法附則第14条関係） （※各事業所でまとめて提出）	○介護事業者：長寿社会課 〒680-8570 鳥取市東町 1-220 電話:0857-26-7178 ○障害福祉サービス事業者等：障がい福祉課 電話:0857-26-7193

*障害福祉サービス事業者等には障害児施設、特別支援学校、保育園を含みます。